

暴力追放に関する決議

令和六年九月二十二日に開催予定の川内大綱引に関する一連の行事等について、暴力団員を排除し、暴力団員及び暴力行為をするおそれのある者の参加を一切禁止するため、次により

- 一 川内大綱引に係る実行本部、上方本部、下方本部などへの立入りを認めない。
- 二 川内大綱引に係る綱練、本綱などへの参加を認めない。
- 三 入れ墨を体に施した者の前二項の立入り及び参加を認めない。

等暴力追放に関する決議を宣言します。

令和六年九月六日

川 内 大 綱 引 保 存 会



川 内 大 綱 引 実 行 委 員 会



薩 摩 川 内 市



公益財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センター



薩 摩 川 内 警 察 署

